

立憲民主党 ジェンダー平等推進本部
刑事法（性犯罪関係）改正検討WT（中間報告）

1. 検討の経緯

第193回国会において、110年ぶりに刑法の性犯罪規定が大幅に改正され、その改正を切望する性暴力被害当事者・支援者をはじめとする関係者の要望が、一定程度、実現されました。しかし、改正の内容だけでなく国会における審議の状況が不十分であり、被害当事者や支援者の間では、さらに検討を尽くすべきとの声がありました。そして、当時の民進党の提案により、3年後の見直し規定が改正法に追加された経緯があります。

これらの経緯、関係団体、有識者の意見を踏まえ、立憲民主党は、以下の項目について、実務や現行法の解釈をベースにしつつも、被害者目線・ジェンダー平等の観点に立った、被害実態に過不足なく対応できるさらに踏み込んだ性犯罪関係の刑事法改正を検討してきました。

3年後の見直しに向け、法制審議会が議論を再開するよう、強く求めるとともに、立憲民主党としての方向性を以下の通り提示します。

- 2017年12/26 ジェンダー平等推進本部 刑法改正に向けて16団体等からヒアリング
- 2018年1/24 刑事法改正検討WT 今後の進め方、改正に向けた論点整理（メモ）
- 2/15 法務省への申入れ
- 3/06 ジェンダー平等推進本部 若年妊娠について産婦人科学会よりヒアリング
- 3/13 ジェンダー平等推進本部 性暴力被害者のPTSD等の症状について医師よりヒアリング
- 3/23、30 刑事法改正検討WT議員間討議、法案登録了承
- 4/03 ジェンダー平等推進本部・内閣・法務合同会議 法案登録了承
- 4/05 政調審議会 法案登録
- 4/20 刑事法WT 樋口亮介東京大学教授、深町晋也立教大学教授よりヒアリング
- 4/27 刑事法WT 角田由紀子弁護士よりヒアリング
- 5/18 法務省との意見交換
- 5/25 刑事法WT 仲道祐樹早稲田大学教授よりヒアリング
- 6/04 刑事法WT 警察庁、京都 SARA周藤由美子スーパーバイザーよりヒアリング
- 6/25 刑事法WT 性暴力救援センター全国連絡会よりヒアリング
- 7/30 刑事法WT 嘉門優立命館大学教授よりヒアリング
- 10/11 視察 性暴力被害者支援センター 京都SARA視察、大阪SACHICO
- 2019年2月～3月 刑事法WT座長試案（素案）について女性8団体等から意見聴取
- 5/16 刑事法(性犯罪関係)改正検討WT 中間報告 政調審議会にて了承
- 2019年6月13日 法務省への申入れ

2. 各論

（1）保護法益について

強制的性交等罪の保護法益をどのように考えるか、言い換えると、強制的な性交等という

行為を犯罪とすることによって、何を守ろうとしているのか。

古くから強姦罪は性的自由を保護法益とするというのが通説とされてきたが、実際には「貞操」が保護法益であるかのような運用がなされてきたというのも事実である。

一般に、刑法の犯罪は、「第2編 罪」から国家的法益、社会的法益、個人的法益の順に規定されているところ、かつての強姦罪、現在の強制性交等罪は、社会的法益に属する「第21章 虚偽告訴の罪」と「第23章 賭博及び富くじに関する罪」の間の第22章に規定されている。

しかし現在では、保護法益は性的自由ないし性的自己決定権であり、個人的法益であるという理解が一般的であり、規定の位置としては不自然である。また、規定の位置は保護法益の理解と合わせ、解釈指針ともなりうることから(「暴行・脅迫」要件の解釈にも関連しうる)、構成要件の改正と合わせて、「第26章 殺人の罪」以降の、適切な場所に規定を改めることを検討すべきである。

(2) 「暴行・脅迫」要件について

平成29年刑法改正の際、性犯罪の本質は意思に反する性行為の強要であるから、暴行・脅迫要件は削除すべきであるという意見もあったが、改正不要とされた。これは、処罰範囲の明確性などを理由とする。

この場合の暴行・脅迫は、「相手方の抗拒を著しく困難にする程度」のものとするのが判例であるが(最判昭24.5.10)、最近の裁判実務では実質的には同意の有無を判断する傾向にあるという指摘もある。

にもかかわらず、裁判に至る前の段階において、暴行・脅迫要件が重視されている実態がヒアリングの結果、決して稀なことではないことがうかがわれる。また、恐怖のあまりフリーズしてしまい、抵抗を抑圧する手段として「暴行・脅迫」要件に欠けるとして扱われている事案も存在する。

条文の基本構造が維持されたまま、明示的な判例変更もされていない中で、「警察など関係機関が正しく最近の裁判実務を理解すれば足りる問題である」とするのは、泣き寝入りする被害者を放置することになるのではないかと、との強い懸念を抱かざるを得ない。仮に従来通りの取り扱いをする捜査機関があった場合、これに対して、「その取扱いは誤っている」と主張できる法律的な根拠が存在していないのが現状である。

さらには、法定刑の引き上げに伴い、これまでの運用以上の可罰的違法性が要求されるとの理解のもと、かえって強度な「暴行・脅迫」が必要であるかのような運用がなされることも懸念される。これでは、適正な処罰を求めてきた当事者の思いにはかえって逆行するのではないだろうか。

ただし、「暴行・脅迫」要件を撤廃した国においても、暴行・脅迫などが不同意性を推

定させるという規定が設けられており、撤廃イコール被害者救済という過度な期待には疑問の余地がある。不同意の認定のために、(強度の)「暴行・脅迫」を立証しなければならぬとしたら、現状との違いはほとんどなくなってしまうであろう。

したがって、刑罰法規の明確性を維持しつつ、現行の条文にある「暴行・脅迫」要件については、「フリーズ」案件も包摂しうる、緩やかな程度において足りるような文言に改めることを検討すべきである。あるいは、強制性交等罪は改正法のまま固定し、別途、「暴行・脅迫」要件に代わるより軽度の構成要件の創設も検討の余地がある。

(3) 「監護者性交等罪」の範囲の拡大の可否について

18歳未満の者は、生活全般にわたって自己を監護し保護している監護者に経済的にも精神的にも依存しており、監護者が、そのような依存・被依存ないし保護・被保護の関係により生じる監護者であることによる影響力があることに乗じて18歳未満の者とわいせつな行為や性交をすることが構成要件とされている。

ただし、刑法改正によって新たに違法行為となったものではなく、従来から児童福祉法34条1項6号、60条1項により10年以下の懲役に処せられる行為(「児童に淫行をさせる行為」)の一部を刑法に編入し、重罰化をしたものである。

規定ぶりは行為者の属性に乗じたものとされているが、犯罪の性質から、被害者の真摯な同意がありえないケースを類型化したものといえる。

この点、18歳以上の者に対して地位・関係性を利用して性的行為を行った場合、あるいは18歳未満の者に対して監護者以外の地位・関係性(教師やスポーツのコーチ)の利用による性的行為などについても類型化し、刑法に規定すべきとの意見もある。

しかし、すべてのケースに対して「真摯な同意がありえない」と断定し、刑罰をもって臨むことが適切であるかは疑問の余地なしとしない。

むしろ問題は、地位・関係性のゆえをもって、「明確な不同意」の表明が困難であるがゆえに、「暴行・脅迫」要件を満たしていないとして処理されるケースがあることではないだろうか。そうであるとする、監護者類似の規定を拡張する方向ではなく、「暴行・脅迫」要件の改正、保護法益に沿った条文の位置の変更により、処罰の間隙を埋めるべきである。

(4) 配偶者間について

内閣府が3年ごとに行っている「男女間の暴力に関する調査」によれば、女性に無理やりの性交をする加害者は、夫または元夫が常に2～3割を占めている。にもかかわらず、警察庁が行っている犯罪統計の「年間の犯罪」によると、検挙された強姦罪の加害者が夫である割合は1%に満たない。このことから、配偶者間でも強制性交等罪が成立することを明記すべきという意見もある。

しかし、法解釈上は配偶者間であっても強制性交等罪(強姦罪)等が成立することは当然の前提とされており、かつ、配偶者である地位を不真正身分犯として刑を加重・減軽する合理的な理由は見出しがたい。このことからすると、法律を改めることが必要なのではなく、その運用が改められるべきである。

したがって、刑法が改正される際に、改正法の附帯決議の形で、適切な運用が図られるよう、立法者としての意思を明らかにする方策が検討されるべきである。

(5) 「性交等」の範囲について

強制性交等罪の「性交等」について、男性の陰茎を膣・肛門・口腔内に挿入する、挿入させる行為に限定している。

しかし、法制審議会において、臨床心理士の委員・幹事から、性器に手指を挿入された場合には、挿入されていない場合と比較して、明らかに被害が重い旨の指摘がされている。また、幼児期の性的虐待の態様として手指の挿入が多い旨の指摘もあり、このような被害実態にも目を向けるべきである。

この点、手指や異物の挿入による濃厚な性的接触によっても、身体的内密領域は侵害されうることから、その限りにおいて適切な「性交等」の範囲の拡大が検討されるべきである。加害者が性的欲求を満足させたことを処罰するのではなく、被害者の性的自由ないし性的自己決定が侵害されたことを処罰するのが強制性交等罪の本質だからである。

(6) 性交同意年齢について

性交同意年齢は、本人の同意があったとしても刑法上は無効とするものであり、性的自己決定ができる能力を何歳と定めるかという問題である。

ヒアリングからも、低年齢における妊娠事例が少なくない件数見うけられること、リプロダクト・ヘルス・ライツに関する低年齢に対するフォローが十分ではないことなどから、性交同意年齢(絶対的保護年齢)の引き上げについては少年犯罪の範囲を拡大することになるという懸念はぬぐえない。

この点、日本の刑法の年齢が「低すぎる」との指摘もあるが、これは、外国には年齢差を設けることにより16歳～18歳までの少年を保護する法制度が存在することを根拠とするものである。

しかし、これらの国においても、性交に同意する能力の欠如を理由として処罰する場合には、13歳前後を基準としている(絶対的保護年齢)。

そのうえで、未成年者同士の性交を犯罪化することを避けつつ、年齢差がある場合には、未成年者の健全な発達や同意の困難性などを理由とし、かつ、法定刑も軽減する、という規定ぶりとなっている。

日本においては、児童福祉法に同様の趣旨の処罰条項があり、児童福祉法を刑法とのバ

ランスをとりながら整える方策、あるいは同意年齢の欠如を理由とするのではなく、未成年者の健全な発展や同意の困難性などのような別の理由から児童福祉法的な規定を切り分けて刑法に切り分けて規定することも考えられる。

(7) 公訴時効について

刑事訴訟法250条以下に公訴時効について規定があり、例外的に公訴時効が停止することを254条・255条に定めがあるが、個別の犯罪の特質に応じて停止することは想定されていない。

ヒアリングにおいて、強姦性交等においては、幼少期に被害にあったため、その事柄の意味が理解できていないケース、トラウマ的な心因性の要因により「解離」と言われる状態にある間に公訴時効期間が経過してしまう場合があることが確認された。

この点も、保護法益が社会的な性的秩序であるとすれば、加害者の行為の時点を起算点とすることはむしろ当然のことかもしれない。しかし、保護法益を性的自己決定と考え、犯罪の本質を本人の同意がなかったことに求めるとすると、そのことを本人が認識しえない状態で公訴時効が進行するということが背理ではないだろうか。

したがって、一定の場合には、公訴時効が停止するという制度について、検討すべきである。

以上